No.410 2014.11.10 (1)

## ☆公害による健康被害を 許すな! ☆自然環境・ 生活環境の 破壊を 許すな!

# 会認為自然是

#### 大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号 TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121 E-mail: oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

> 発行責任者 金谷 邦夫 年間購読料一部2,000円(送料共)

## 泉南アスベスト国賠訴訟。最高裁で勝訴し

## 厚労相が被害者・原告に直接謝罪

10月9日、泉南アスベスト国賠訴訟は最高裁で勝訴をかちとりました。第一陣原告8名が2006年5月に提訴して以来8年以上にもわたっての長いたたかいでした。この間、この勝利判決を聞くことなく、亡くなられた原告は既に14名にも上っており、たたかいの長さを改めて思い起こします。司法の頂点である最高裁がアスベストによる国の責任を初めて認めた今回の判決は、画期的な勝利であり、全国でアスベスト被害に苦しみ、裁判闘争でたたかう仲間をおおいに励ますものです。

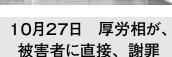


しかし、勝利したとは言え、100%の全面勝訴ではなく、被害者59名のうち、1972年以降に働き出した3名、死亡後20年の除斥の2名、環境ばく露の2名、合計7名の方は賠償の対象からは外されるなど不当な部分も残しています。

### 18日 地元泉南市樽井で 勝利報告集会に120名

集会は泉南地域の石綿被害と市民の 会代表の柚岡さんの挨拶「国の明確な 謝罪と賠償がなされる まで、お祝いの花束贈 呈はとっておきたい」 で開会。次に、鎌田弁 護団事務局長より、今 回の判決内容の報告と

評価についての報告があり「①司法の 最終判断として国に責任があることを 認めた②産業発展よりも、国民の生命・ 健康が優先することを明確に認めた③ 全国に広がったアスベスト被害の救済 の礎となる④現場労働者に限らず出入 りの業者も含め国賠法上の保護対象と された⑤筑豊じん肺事件の高裁判決で、 国の損害賠償責任は3分の1だったが、 今回は2分の1であり、従来にない国 の重い責任を認めた」と指摘しました。 一方で、昭和47年以降の被害を認め なかった救済の不当な線引きについて も報告しています。続いて、村松弁護 団副団長より、全面解決に向けた今後 の取り組みの提起として「マスコミ各 紙が『一日も早い解決を』との主張を 掲載しており異例のこと。判決当日に、 与野党問わず厚労相に申入れを行うな ど、こうした世論を味方にして、一刻 も早い謝罪と早期解決、被害者根絶の 対策を求めていく、11月27日の大阪 の集会は大成功させよう」としました。 この後、支援団体からの挨拶(公害を なくす会からは、岩本副会長、藤永副 会長)、原告団の紹介と挨拶が行われ ました。集会の最後に挨拶で芝原弁護 団長からは「宿題は残されたものの国 を相手の裁判で勝利したことは大変大 きい」と結びました。



最高裁判決直後から原告らは4日間、のべ7時間の交渉で、厚労大臣に謝罪と解決を求め頑張りましたが、厚労省はそれに応じませんでした。21日になって厚生労働大臣は談話を発表。①原告に対し直接謝罪する②大阪高裁に差し戻しとなった一陣訴訟に関しても和解を申入れる③石綿工場の元労働者についても最高裁判決に照らした訴訟上の和解の途を探る、としました。これに基づき27日、被害者・原告団に面会の上、直接謝罪が行われました。

しかし、泉南アスベスト被害の全面 解決に向けては、談話の内容の早急な 具体化、残存する旧石綿工場のアスベストの除去、訴訟においては救済さどれ なかった原告の方の救済などが残され ています。謝罪の席上で、原告団・れ 護団の代表が、厚労相に対し、この を強く要望しています。さらに、国の 対応が遅れたために高度成長期を含め 建造物に使用されたアスベストが、こ れからも解体時に発生する問題など、 全国で裁判闘争をくりひろげていの継 続が必要となっています。

(亀井秀樹)